

令和6年度 朝霞市立朝霞第四中学校第1回学校運営協議会

令和6年4月23日（火）

2階 校長室

10:30～12:00

- 1 開会の言葉
- 2 校長あいさつ
- 3 任命書交付
- 4 自己紹介
- 5
 - (1) 朝霞市学校運営協議会規則
 - (2) 市政の情報提供および審議会の公開に関する方針
 - (3) 朝霞市立朝霞第四中学校運営協議会傍聴要項の確認
- 6 会長・副会長の互選
 - (1) 会長
 - (2) 副会長
- 7 協議
 - (1) 令和6年度学校経営方針についての承認
 - (2) 第2回学校運営協議会開催日・その他
- 8 閉式の言葉

○朝霞市学校運営協議会規則

平成31年3月29日教育委員会規則第2号

改正 令和2年3月27日教育委員会規則第3号

朝霞市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、朝霞市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校の運営への参画並びに地域住民等による学校の運営への支援及び協力の促進を図ることにより、学校と地域住民等が信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善及び児童等の健全育成に取り組むことを目的とする。

(意見聴収等)

第3条 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）の校長及び地域住民等の意見を聴くものとする。

2 教育委員会は、協議会の設置を決定したときは、対象学校を明示し、当該対象学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校経営計画に関すること。
- (2) 組織編成に関すること。
- (3) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (4) 施設管理に関すること。
- (5) 施設設備に関すること。

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定に基づき承認を得た基本的な方針に従って、学

校の運営を行うものとする。

(職員の採用等に関する意見の申出)

第5条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任等に関するものとする。ただし、個人及び個別の事案については除くものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営について評価を行うものとする。

(組織)

第7条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童等の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 対象学校の校長
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動をとること。

(研修等)

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会及び委員の役割、責任等について、正しい知識及び理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第13条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員本人から退任の申出があったとき。
- (2) 第11条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任するときは、その理由を示さなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日教委規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号。以下「公開条例」という。）第23条の規定に基づき、市と市民の情報の共有化を推進すること及び市民に対し審議会等の会議を公開することにより、市政への市民参加を促進し、市政の透明性、公正性を確保することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針で用いる用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 情報提供とは、市の保有する情報を任意に市民に明らかにすることをいう。
- (2) 審議会等とは、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正性の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関（以下「実施機関」という。）に設置された審議、審査、調査等を行う審議会、審査会等の会議とする。

(情報提供の対象)

第3条 実施機関は、個人情報など公開条例に規定する非公開情報を除き、次の各号に定める情報を情報提供の対象とすることができる。

- (1) 市の組織、事務の所掌、行事、事務事業（計画段階のものを含む。）の内容及び制度に関する情報
- (2) 市議会の本会議及び各常任委員会に提出した資料
- (3) 市の財政に関する情報
- (4) 統計処理された情報
- (5) 報道機関へ提供した情報
- (6) 公開請求を受けた場合に全部公開となることが容易に判断できる情報
- (7) その他各課長等が提供できると判断した情報

(情報提供の方法)

第4条 情報提供は、次に掲げる方法のうち、効果的なものを選択し、又は併用して行うものとする。

- (1) 広報紙等への掲載
 - (2) 朝霞市公式ホームページへの登載
 - (3) 市政情報コーナー又は各課等における閲覧又は写しの交付
 - (4) パンフレット、リーフレット等、印刷物による配布
 - (5) その他実施機関が適当と認める方法
- 2 情報提供は、分かりやすい表現及び簡便な方法で行うよう努めるとともに、適切かつ丁寧な説明を行うものとする。

(情報提供の費用負担)

第5条 情報提供において公文書等の写しの交付を希望する者の費用負担は、朝霞市長が行う情報の公開等に関する規則（平成14年朝霞市規則8号）第11条の規定を準用する。

(会議公開の原則)

第6条 審議会等の会議は、原則公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 審査請求、苦情、あっせん及び調停に係る会議。ただし、審議会等は、次に掲げる場合においては、会議に諮り、口頭審理等（審議会等が審査請求人、苦情の申立人又はあっせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。）を公開することができる。

ア 審査請求又は苦情に係る口頭審理等について当該審査請求人等から公開の申立てがあるとき。

イ あっせん又は調停に係る口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

(2) 公開条例第7条各号のいずれかに該当する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査を行う会議を開催するとき。

(3) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき。

2 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとする。

3 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにしなければならない。

(会議公開の方法)

第7条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会等を公開で行う会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設けるものとする。

3 審議会等の会長は、傍聴席に余裕がないとき又は会議の円滑な運営上その必要があると認められるときは、その事由を明示して傍聴者の人数を制限することができる。

4 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決するものとする。ただし、審議会等の会長が必要と認めるときは、抽選によることができる。

5 審議会等の会長は、会議を公正・円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

6 審議会等の会長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

(会議の傍聴)

第8条 何人も、第6条ただし書の規定により、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。

2 審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、審議会等の許可なく、会議の様態を撮影し、又は録音してはならない。

(傍聴者への会議資料の提供)

第9条 審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、傍聴者に会議資料（公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。）を提供しなければならない。

2 前項に規定する会議資料の提供は、審議会等の構成員と同様に傍聴者に配布することにより行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴者の閲覧に供することにより行うことができる。

(会議開催の事前公表)

第10条 実施機関は、審議会等の会議を開催するに当たり、当該会議の開催日程等について当該会議開催の7日前までに公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りではない。

2 実施機関は、第4条の規定により、次の各号に掲げる事項を情報提供するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 会議の公開・非公開の別（非公開の時はその理由）
- (6) 傍聴者の定員
- (7) 傍聴手続
- (8) 問合せ先（担当課）

3 審議会等の庶務を処理する課等（以下「事務局」という。）は、当該会議を開催する日の14日前までに、会議開催通知を市政情報課に提出しなければならない。

(会議結果通知及び会議録の作成)

第11条 実施機関は、審議会等の会議及び市職員で構成されている組織の会議（定例的な行事の確認及び報告等のための会議、事務打合せ等を除く。）の会議結果通知又は会議録を作成しなければならない。また、あらかじめ会議録等の作成方針を定めておくものとする。

2 事務局は、審議会等の会議終了後、会議結果通知及び会議資料を10日以内に市政情報課に提出しなければならない。

- (1) 会議録は、審議会等の会議終了後、速やかに作成し、60日以内に公表するものとする。ただし、会議結果通知を作成した場合は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の保管をもって当該会議録の作成に代えることができるものとする。

- (2) 会議録の内容については、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

(会議録の記載事項)

第12条 会議録は、会議録（様式第3号）を用いて作成するものとする。ただし、実施機関は、必要があると認めるときは、会議の種類に応じて体裁を適時変更することができる。

2 会議録には、原則として次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者及び欠席者の職・氏名
- (5) 議題
- (6) 会議資料
- (7) 会議録の作成方針
- (8) 傍聴者の数（会議を公開した場合に限る。）
- (9) 発言の内容
- (10) その他審議会等が必要と認める事項

3 会議録には、発言者名を記載するものとする。

(会議等の結果の公表)

第13条 実施機関は、会議資料、会議結果通知及び会議録を市政情報コーナーで閲覧できるようにするとともに、市のホームページに登載し、公表しなければならない。

2 実施機関は、公開された会議の内容を録音した場合には、会議の会議録が確定するまでの間、提供により当該録音データを視聴に供することができる。

(会議録の調製)

第14条 市政情報課は、別表の審議会等の会議について、会議録の調製を行うものとする。

2 別表の事務局は、会議の開催日が決定した後速やかに、会議予定通知書を市政情報課に提出するものとする。

3 事務局は、会議の開催後、速やかに会議の内容がわかる録音データに会議録調製依頼書、会議次第、会議資料等を添えて市政情報課に提出するものとする。

4 市政情報課は、会議録調製依頼書の提出があったときは、会議録調製受付簿に受付年月日、担当課その他の必要な事項を記入するものとする。

5 市政情報課は、会議録の調製後、速やかに会議録の調製を依頼した事務局に対し、当該会議録のデータを送信するとともに、会議録調製報告書に紙媒体の当該会議録を添えて引き渡すものとする。

(審議会等の公開)

第15条 市長は、審議会等の名称、設置根拠等に関する資料を作成し、市民が閲覧できるようにしなければならない。

2 市長は、毎年1回、各審議会等の公開状況を取りまとめ、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 会議の開催数

(2) 公開した会議の開催数

(3) 非公開とした会議の開催数

(4) 傍聴者の数

3 この指針による審議会等の会議の公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、朝霞市情報公開・個人情報保護審議会に前項の公開状況を報告しなければならない。

4 朝霞市情報公開・個人情報保護審議会は、審議会等の会議の公開制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議することができる。

(他の制度との調整)

第16条 この指針のほかに別の規定がある場合は、その定めによることとする。また、情報提供に当たっては、個人情報など公開条例に規定する非公開情報に配慮しなければならない。

(情報提供施策の推進)

第17条 資料や印刷物の作成に当たり、今後の行政情報の電子化及び電子的情報での提供化等の進展状況を勘案し、電磁的記録での保有に努めるようにしなければならない。

(その他)

第18条 この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成31年4月1日)

この指針は、平成31年4月1日から施行する。

別表

	審議会等名
1	外部評価委員会
2	行政改革懇談会
3	情報公開・個人情報保護審議会
4	あさか女と男セミナー
5	障害者プラン推進委員会
6	障害者自立支援協議会・専門部会
7	都市計画審議会
8	教育委員会(定例会・臨時会)
9	教育行政施策評価会議
10	選挙管理委員会(定例会・臨時会)
11	農業委員会総会
12	総合福祉センター運営協議会
13	情報公開・個人情報保護審査会
14	地域福祉計画推進委員会
15	緑化推進会議
16	公平委員会

朝霞市立朝霞第四中学校学校運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市立朝霞第四中学校学校運営協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手續等)

第2条 傍聴人の定員は10人とする。ただし、会議場の規模により、これを増減することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、会場に入場するものとする。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、会場においては次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用すること。
- (2) ビラ、ブラカード、旗等を持ち込み、公然と意見を表明すること。
- (3) 飲食又は喫煙をすること。
- (4) 携帯電話等の受信音を出すこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行うこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議における言論に対して発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の支障となるような行為をすること。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年度学校経営方針について

朝霞市立朝霞第四中学校長

太田 禎治

1 学校教育目標

- (1) 自ら学ぶ生徒の育成
- (2) 心豊かな生徒の育成
- (3) たくましい生徒の育成
- (4) のぞみつづける生徒の育成

2 目指す学校像

「生き生きと学び、夢と希望を胸に、感動を実感できる学校」

3 学校経営方針

～学校教育目標の実現へ向け、教職員の力を結集し、地域に開かれた学校を創造する～

- (1) 生徒一人一人が主体的に学び、自己を高める教育の実践
- (2) 生徒一人一人が自分の良さに気づき、良さを伸ばそうとする教育の実践
- (3) 生徒一人一人が自分の成長を感じ、感動を実感できる教育の実践
- (4) 学校・家庭・地域が三位一体となり、生徒の自己実現に向け連携する教育の実践

4 目指す生徒像

- (1) 自ら学び、自分の考えをしっかりと持つ生徒
- (2) 心豊かに、他者の考えにも耳を傾け、気持ちを考えられる生徒
- (3) たくましく、自ら健康を管理する生徒
- (4) 自らの良さに気づき、未来への羅針盤を持ちながら、のぞみつづける生徒

5 目指す教師像

- (1) 生徒を中心に考え、一人一人にしっかりと寄り添える教師
- (2) 教育に対する情熱と使命感を持ち、人間性ゆたかな教師
- (3) 変化にしなやかに対応し、研修と修養につとめ、学び続ける教師

6 本年度の重点目標

- (1) 学習指導の充実

- ・主体的・対話的で、深い学びのある授業 ・学習規律＜四中スタンダード＞の徹底
- ・AIドリルを活用した、個別最適な学びに向けた授業改善
- ・生徒一人一人を生かし伸ばす指導と校内研修の推進

（２）生徒指導の充実

- ・組織的な生徒指導体制の構築 ・生活規律＜四中スタンダード＞の徹底
- ・いじめ防止と道德教育の推進 ・生徒指導加配（小中連携に係る）教員の活用

（３）教育相談の充実

- ・組織的な教育相談体制の構築 ・不登校解消へ向けた生徒一人一人への支援の充実
- ・日常的な観察による生徒理解 ・さわやか相談室・家庭・関係諸機関との連携推進
- ・特別な支援を必要とする生徒への理解と学習支援（特別支援教育の推進）

（４）道德教育の充実

- ・授業における指導と評価の研究推進 ・道德教育推進教師を軸とした研修体制の確立
- ・全教育活動を通した、豊かな心の育成といじめの防止
- ・人権意識の涵養 ・「命の安全教育」の実践

（５）進路指導・キャリア教育の充実

- ・生徒の自己実現へ向けた全体計画・年間計画の策定 ・体験活動、体験学習の実施
- ・自己実現への羅針盤となるキャリアパスポートの活用 ・情報発信と進路相談の充実

（６）特色ある学校づくりの推進（◎朝霞第八小学校と連携した取組）

- ◎児童会・生徒会や作品、合唱等の交流 ◎授業参観・出前授業による教職員の交流
- ◎ふれあいまつりによる地域との相互連携 ・生徒会によるボランティア活動の活性化

（７）教育環境の整備

- ・危機管理マニュアルによる確実な危機管理 ・安全点検による瑕疵への迅速な対応
- ・実効性のある避難訓練の実施 ・安全マップに基づく通学路の安全指導

（８）家庭・地域との連携の推進

- ・学校だより等による積極的な情報発信と連絡ツールの活用 ・各種行事の実施（体育祭・合唱コンクール・授業参観等の保護者・地域への公開）
- ・学校運営協議会の積極的推進 ・学校応援団の実施 ・地域人材の有効活用



4月号

令和6年4月9日 発行

四中だより

朝霞市立朝霞第四中学校
埼玉県朝霞市栄町 5-1-60
Tel.(048)466-4711
Fax(048)467-4744

目指す学校像

生き生きと学び、夢と希望を胸に、感動を実感できる学校

楽しむ姿勢を大切に

校長 太田 禎治

例年になく開花の遅かった桜が満開を迎え、やわらかな春風に心華やぐ季節となりました。
4月8日に第48回入学式を行い、新たに202名の新入生を迎えました。入学式に先立ち2年生、3年生は新たなクラスで始業式を迎え、新しい先生や友だちとの出会いの中、新学期をスタートさせました。

私は、この度、前任の 稲泉 功 校長先生のご異動に伴い、あらたに校長として着任しました太田 禎治（おおた さだはる）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今年度の全校生徒数は625名（1年生202名、2年生195名、3年生228名）、通常学級16クラス（1・2年生が5クラス、3年生6クラス）、新たに設置された特別支援学級1クラスの計17クラス、48名の教職員でスタートしました。

【令和6年度】

学校教育目標、目指す学校像、学校経営方針

1 学校教育目標

- (1) 自ら学ぶ生徒 (2) 心豊かな生徒
- (3) たくましい生徒 (4) のぞみつづける生徒

2 目指す学校像

「生き生きと学び、夢と希望を胸に、感動を実感できる学校」

3 学校経営方針

～目指す学校像の実現へ向け、教職員の力を結集し、地域に開かれた学校を創造する～

- (1) 生徒一人一人が主体的に学び、自己を高める教育の実践
- (2) 生徒一人一人が自分の良さに気づき、良さを伸ばそうとする教育の実践
- (3) 生徒一人一人が自分の成長を感じ、感動を実感できる教育の実践
- (4) 学校・家庭・地域が三位一体となり、生徒の自己実現に向け連携する教育の実践



始業式・入学式では、目指す学校像の「生き生きと学び」について、学校生活の様々な場面を楽しむ姿勢を大切にするよう話をしました。生徒一人ひとりの学校生活が楽しいものになるよう私たち教職員一同精いっぱい応援し、一緒に感動を実感できる学校を作っていきたいと思います。

保護者の皆様、地域の皆様には、本校の教育活動にご理解いただくとともに、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年度 朝霞市立朝霞第四中学校 グランドデザイン

生き生きと学び 夢と希望を胸に 感動を実感できる学校 を目指して

【学校教育目標】

- 【国・県・市の施策】
- ・日本国憲法
 - ・学校教育法
 - ・第4期埼玉県教育行政重点施策
 - ・埼玉県教育振興基本計画
 - ・朝霞市教育振興基本計画
 - ・令和6年度朝霞市教育委員会重点施策

自ら学ぶ生徒の育成

『知』

『徳』

心豊かな生徒の育成

たくましい生徒の育成

『体』

のぞみつける生徒の育成

『夢』

【校長の使命】

生徒の人格の育成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者を育成するという目的のもと、生徒一人一人のよさを引き出し、育て、伸ばし、さらには未来を生き抜く力の基礎を身に付けさせる。

<目指す教師像>

教師は、生徒にとって最大の教育環境

- 1 生徒を中心に考え、一人一人にしっかりと寄り添える教師
- 2 教育に対する情熱と使命感を持ち、人間性ゆたかな教師
- 3 変化にしなやかに対応し、研修と修養につとめ、学び続ける教師

<学校経営方針> ～学校教育目標の実現に向け、教職員の力を結集し、地域に開かれた学校を創造する～

- (1) 生徒一人一人が主体的に学び、自己を高める教育の実践
- (2) 生徒一人一人が自分の良さに気づき、良さを伸ばそうとする教育の実践
- (3) 生徒一人一人が自分の成長を感じ、感動を実感できる教育の実践
- (4) 学校・家庭・地域が三位一体となり、生徒の自己実現に向け連携する教育の実践

<家庭・地域との連携>

・学校評価の実施

- ・授業参観アンケート・学校生活アンケート
- ・学校運営改善アンケート・学校関係者評価
- ・学校公開・授業参観・三者面談
- ・学校運営協議会 * 親睦隊
- ・民生委員連絡協議会
- ・父母と先生の会 * 家庭教育学級

<重点目標>

「確かな学力」

- ・「主体的・対話的で、深い学び」のある学習指導
- ・学習規律（四中授業スタンダード）の徹底と継続
- ・生徒一人一人を生かし伸ばす指導
- ・教育課題を踏まえた校内研修の推進
- ・AIドリルを活用した個別最適な授業

「豊かな心」

- ・生徒理解に立脚した生徒指導、教育相談
- ・道徳教育の充実、清掃指導の徹底
- ・生活規律（四中生活スタンダード）の徹底と継続
- ・生徒主導のいじめゼロをめざす取組
- ・「生命（いのち）の安全教育」の活用
- ・望ましい人間関係づくりの推進

「すこやかな体」

- ・新体力テストの実施と結果分析
- ・種目に応じた補強運動の実施
- ・昼休みの校庭開放（ボール貸出し）
- ・タブレット端末を活用した運動技術の向上

特色ある学校づくり

- ふれあい推進事業
- 地域行事等への参加（各種祭）
- 地域連携、小中・中高連携
- あいさつ運動、出前・訪問授業等（あいさつタイムの実施）
- 広沢タイムの実施
- ボランティア活動の積極的な推進
- 花いっぱい運動の実施（親睦隊）

情報発信

- ・学校だより
- ・学校ホームページ
- ・学年だより
- ・学級だより
- ・保健だより
- ・進路だより
- ・相談室だより

地域・関係諸機関等

- 学校運営協議会
- 学校関係者評価委員会
- 朝霞市教育委員会
- 民生委員児童委員連絡会
- 校区小学校・近隣高等学校
- 父母と先生の会
- 学校応援団



[illegible]

	10月(22)	11月(19)	12月(17)	1月(17)	2月(18)	3月(17, 10)
曜	日	日	日	日	日	日
行事	行事	行事	行事	行事	行事	行事
1	火	金	日	水	土	土
2	水	土	月	木	日	日
3	木	日	火	金	月	月
4	金	月	水	土	火	火
5	土	火	木	日	水	水
6	日	水	金	月	木	木
7	月	木	土	火	金	金
8	火	金	日	水	土	土
9	水	土	月	木	日	日
10	木	日	火	金	月	月
11	金	月	水	土	火	火
12	土	火	木	日	水	水
13	日	水	金	月	木	木
14	月	木	土	火	金	金
15	火	金	日	水	土	土
16	水	土	月	木	日	日
17	木	日	火	金	月	月
18	金	月	水	土	火	火
19	土	火	木	日	水	水
20	日	水	金	月	木	木
21	月	木	土	火	金	金
22	火	金	日	水	土	土
23	水	土	月	木	日	日
24	木	日	火	金	月	月
25	金	月	水	土	火	火
26	土	火	木	日	水	水
27	日	水	金	月	木	木
28	月	木	土	火	金	金
29	火	金	日	水	土	土
30	水	土	月	木	日	日
31	木	日	火	金	月	月

507ページ / 22(1日)